

## 第三章

### 西宗寺門信徒会



## 第三章 西宗寺門信徒会

### 一 宗門の動き

昭和三十六年（一九六一）の親鸞聖人七百回大遠忌法要を期して、宗門に「このままではいけない」という気運が高まり、「門信徒会運動」と名付けて、宗門の体質改善の努力が展開されてきた。「門信徒会運動」とは、どんな運動か。当時、本願寺出版部から発行された「教団の歴史に学ぶ」によると、

「親鸞聖人の生き方に学び、常に全員が聞法し、全員が伝道して、私と教団の体質を改める運動です。浄土真宗の教団は、如來の救いには男女老少、賢者愚者を選ぶことなく、一切の衆生<sup>しゆじやう</sup>がただ聞信の一念に救いにあずかる『同朋教団』であります。長い歴史の中で、ややもすれば、お互いの断絶と不信を生じ、僧侶<sup>りょ</sup>の利己的閉鎖的意識から、活動と社会生活との遊離を生じ、同朋教団の本来の姿を失うに到<sup>いた</sup>っています。広い世界を考えて、私たち教団は今、何をなすべきか、話しあうことが大切でありましょう。欠けた面を反省し新しい歩みを始めたいものです。門信徒・僧侶の人々との声を聞くことによって、如來の本願に照らされて、明日の具体的な姿と問題点を考えたいと思います。」

と述べられている。西本願寺光照明前門主の「名ばかりの門徒、形ばかりの僧侶」の言葉のごとく、大きく変革を迫られる時期であった。

## 二 西宗寺門信徒会結成以前の状況

明治期の門徒と寺族の関係は、資料が乏しいためはつきりしないが、住職不在等で離檀だんが続き、更に火災のため門徒は激減し、本山に納金減免依頼状を提出したりして、極めて経済的に厳しい時代であったようである。その中で第十二世知洞住職は、小林万次郎・野津千太郎・小林夫一郎・野津久一郎・井上佐一郎・野津房之助・田邊房五郎を中心として、本山講を四十一軒の残つた門徒衆に、年額八円・六円・四円・二円・八十錢・五十錢・四十錢と各戸に応じて依頼したようである。

混沌とうこんとした時代背景の中で、聞法の道場としての結びつきというより、私達の寺を何とかしなければという、当時の残された人々の素朴な心が思われる。

以後、その思いは戦前、戦後を通して受け継がれてきた。門徒総会らしきものは開催されなかつたが、各地区の世話役のまとめで維持管理されてきた。雨漏り、畳替え、さまざまな修復修繕が必要とあれば、各戸の負担を世話役の人々が決めるという地域密着型の姿であつた。戦前の地主と小作に象徴される関係が、寺の負担金にも深く反映されていた。

### 三 門信徒会結成に至る経緯

第十二世知洞住職は、西宗寺に入寺以来、旧本堂建築、門徒激減、先妻死亡、後継住職の戦死等、戦前・戦中・戦後の寺院護持、御法義相続に懸命であった。晩年の厳しい態度、ガンコな言動に、門徒、寺族も苦労したことがあった。しかし、一方では竹を割ったような性格で、衣服・衣・袈裟等も自分のもの求めることなく、素朴そのものの姿であった。

その環境の中で成長していった顯信住職は、当然のごとく寺に対する問題意識が強かつた。昭和三十八年龍谷大学に入学し、宗教教育部の部活動を通して、宗教や仏教、教団に目が開いていった。併せて、当時大谷派・大谷大学の重鎮であつた遠戚の藤島達郎師が京都に在住させていたことも、多感な時期に大きい影響を受けたようである。

寺は門信徒みんなのものであり、広くは現代の人々のものではなかろうか。建物だけに寺を認めたり、地理的・環境的・文化遺産にのみ寺を見る見方はそれでいいのだろうか。寺が寺であるわけは、人々がその寺とどのようにかかわり、どのような動きをしているかによって、その寺の存在が認められるのではないか。若者らしい素朴な考えは、知洞住職の日に日に寄る齢を見るにつけ、一層問題意識が強くなつていつた。

帰郷後、高校の教員をしながら門信徒宅を個別に訪問し、「私達のお寺の今後のあり方」（資料1）「西

宗寺門信徒会設立要綱」（資料2）の文書を作成し、理解を深めていった。ある門信徒宅では炬燵こたつにありながら、ある家では酒を酌み交わしながら熱く語り合つた。昭和四十五年（一九七〇）、道子坊守入寺・知洞住職往生。昭和四十六年、顯信住職繼承後は門信徒の意識も高揚していった。殊に小山良孝・野津一郎・矢野繁義・井上富雄・野津時雄の各家には住職が再々に出向き、その会の、また今後の姿を相談した。その結果、昭和四十七年二月二十七日に第一回西宗寺門信徒会総会を開催し、会則の決定（資料3）、役員の選出、各戸共通（平等）の二千円会費で予算を決定しスタートすることになった。まさにこの出発がその後の西宗寺の画期的発展の第一歩にならうとは予想だにしなかつた。

### 資料1

## 私達のお寺の今後のあり方

日々皆さま方は、ご健勝にお過ごしのことと存知あげます。

さて、西宗寺におきましても、老僧の長い長い、本当に長い念願でありました若院が京都より帰り、真実の寺のあり方へと向かつて、日々熟考しているところであります。そこで門信徒各位にご協力いただき、実り多きものにしたいと考えるところであります。慎重にまじめに御討論をお願いしたい次第でござります。

私たちのお寺は、物の生産や商いをするのではありません。お寺と門信徒との関係は、財貨や利害関係でも、

血筋の続きでも、権力関係でもありません。人間と人間との結びつき、心と心の通いだけであります。このように考えます時、過去のお寺は戸籍権や教養権を持ち、住職のお寺という観念がありました。しかし、今日のお寺はそれらの権力も失い、各人においても信教の自由が認められ、社会は都市化し自由化し、個人化してまいりました。お寺と門信徒の又大衆との結びつきは、薄くなりつつありますが、前述したことを考えます時に、一面純粹な宗教形態になりつつあるとも考えられます。このような状態にある時、お寺の住職が単に葬儀、法事だけをつとめるのであれば、これほど単純なものはありません。又悩む必要もありません。お寺は、現代においてどのように役立たねばならないのか、これを考えてこそ、寺の意義があると考えるのです。

結局、私たちのまわりには色々なお寺がありますが、私たちは少しでも非情な世に住む人々が心を通わせ会い、悩みを温かく受け止めてくれるお寺でなければならぬと思うことです。心の通い会うお寺でなければならぬと思うのであります。

ではその目的、いや寺のあり方に向かってどのような具体化を試みねばならないでしょうか。社会の多様化によつて、住職の寺から個別的な結びつきであり、同好会の会員的結びつきになつてきた時、我々一人ひとりの門信徒のお寺ということを認識し、伝道と維持を強化するためにも、組織的にやつていかねばならないのであります。従来、あやふやになされてきたことを、組織で明確にしていくことがまず必要と思うのであります。

そこであくまでも皆さまにご賛同を得、団結しなければならぬことでありますので、一応原案を出し、ご討議をお願いする次第であります。

門信徒の皆さん、眞実よくお考え下され、西宗寺を一步一歩前進させようではありませんか！

よろしくお願ひいたします。

資料2

西宗寺門信徒会設立要綱

- 一、西宗寺門信徒会は、お互に聞法を重ねて信仰を深め、親睦向上を図り、西宗寺をその道場として盛り立てゆくために設立する、全門信徒及び関係ある人々の会であります。
- 一、会は、聞法の方途や西宗寺の維持について、積極的に意見を寄せて会を発展させ、役員に協力する。
- 一、会は、即ち如來の教法を広く世に伝え深める働きをし、その道場を整備してゆくものであるから、会員は自分の資力と護法の思いによって会費の分担額を申し出て、毎年進納する。
- 一、会は、会費その他の収入によつて運営し、その会計は公表する。
- 一、会務は、西宗寺住職の指導によつて、会長及び庶務、教務、財務委員、更に地区委員が執行する。

以上

昭和四十六年四月八日

## 西宗寺門信徒会々則

会務を行う。

(名称)  
第一条 この会は西宗寺門信徒会といい事務所を西宗寺におく。

(会員)

第二条 この会は西宗寺の門信徒・寺族及び全ての有縁の人々で、この会の目的に賛同するすべての人を会員とする。

(目的)

第三条 この会は西宗寺の機能の母体であり、すべての会員が如来の教法を聞信し親睦をはかると共に、それにふさわしい西宗寺を聞法の道場として整備運営することを目的とする。

(会務)

第四条 この会は前条の目的を達成するために、次の

- 一、西宗寺の行事に関すること
- 二、会員の親睦に関すること
- 三、法義の伝道及び研修に関すること
- 四、その他必要なこと

(役員)

第五条 この会に次の役員をおく。

1 本部役員

1 会長一名

2 副会長二名（住職を含む）

3 庶務委員一名

4 教務委員一名

5 財務委員一名

6 仏教婦人会役員

1 、監査委員三名

二、参与若干名

四、地区委員各地区一名

画

(会長の職務)

第六条 会長はこの会を代表し住職と協力して会務を行ふ。

(副会長の職務)

宗教法人西宗寺責任役員を兼ねる。

第七条 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は会長に代わって会務の任務を行う。

(庶務委員の任務)

第八条 庶務委員は次の会務を行う。

一、会員調査

- 二、会員の親睦並びに入会の斡旋
- 三、視察並びに団参に関するこ
- 四、その他庶務一切

(役員の選任及び任務)

第十二条 参与は住職及び会長の要請に応じて役員会

に出席し、庶務、教務、財務、全般にわたり意見をのべる。

第十三条 本部役員は次の方法により選出し、会員総会の承認を経て決定する。

(教務委員の職務)

教務委員は次の会務を行う。

第九条 会長、副会長は前年度役員総会において決定さ

一、聞法の推進並びに法座の諸役の分担に関する企

二、地区の法話会に関すること  
三、研修会並びに仏前諸式を計画  
(財務委員の職務)

第十条 財務委員は次の会務を行う。

一、予算決算に関するこ

二、会員の会費徵収に関するこ

三、營繕、備品、消耗品に関するこ

四、財源確保に関するこ

(参与)

(副会長の職務)

(庶務委員の任務)

(役員の選任及び任務)

れ、会員総会を経て任命される。

一、地区委員は地区会員によつて選出され、前年度役員総会において承認任命される。

三、会長及び副会長は庶務、教務、財務の各委員、監査委員を委嘱する。

四、会長、副会長、各委員の任期は四年とし、再任することができる。欠員の生じたとき任命される。

委員は前任者の残任期間とする。

五、監査委員は会務を監査し、これを総会に報告する。

る

六、仏教婦人会役員は仏教婦人会総会において選出

し、その規約は別途定める。

(参与の任期)

第十三条 参与は本部役員の議を経て委嘱しその任期

は四年とし重任を妨げない。

(本部役員会)

第十四条 この会に本部役員会を設け、重要事項につ

いて審議する。

招集は会長が行い、住職、坊守、本部役員全員が出席する。

(役員総会)  
第十五条 この会に役員総会を設ける。

会長が招集し全役員、住職、坊守が出席し、次のことを審議する。

一、予算、決算に関すること

二、役員人事に関すること

三、その他的重要事項

(会員総会)

第十六条 会員総会は会長が招集し、定期総会を毎年

一回開催し、次の事項を審議する。但し、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

議長は会長が当たる。

総会は委任状を含めて会員の過半数で成立する。

但し、委任状は一人一通までを有効とする。

議決は出席者の過半数で成立する。

一、予算、決算の承認並びに地区委員の報告

二、本部役員の承認

三、会則の変更に関する事項

四、会務報告並びに計画に関する事項

五、その他臨時の事項に関する事項

(会計及び会計年度)

第十七条 この会の会計は会費その他の収入によつて

賄われる。

(会費)

会計年度は一月一日に始まり十二月三十一日に終  
わる。

(会費)

第十八条 会費は、会員となるとき年額負担会費の基  
本額を負担する。但し基本額は最低一〇、〇〇〇  
円とし、毎年改訂することができる。

一、会費は三月及び九月の二回に分納する。また前  
納することもできる

(寄附金)

第十九条 会員その他よりの寄付の申し出があつた場  
合は寄附金として収納する。

(附則)

この会則は昭和四十七年二月二十七日より施行す  
る。

(改正)

平成十二年一月十一日  
平成十三年一月十一日

一、会費は地区委員が徴収し、本部財務委員に納入  
する

#### 四 その後の門信徒会

門信徒会の発足後、一挙に門信徒の意識が変化してきた。年数回の役員会、年一回の総会には野津時雄氏の「寺でご馳走になるには自分達が持つて来て」との発想から、酒一本・二本、季節折々の料理を持参し、活気を呈した。時には、社会情勢について政治談義がなされ、その考えの違いから論争の場面もあつたが、寺という場所柄故に楽しい姿であつた。

会を重ねるにしたがい、誰からともなく、「全員で本堂に仏参してから、始めようではないか」との発言から、勤行後に会を開催することとなつた。その後また誰からともなく、「住職、仏参のとき少し話でもされませんか」とのことと一口法話を聞くようになつた。当初は仏前作法も知らなかつた門信徒が、一歩一歩本来の内面の世界に広がつてきているように思われる。今まで、「寺は一部の人、世話役がかかわつておればよい」という発想から、「共に自分達」がという考えに変わつてきたように見える。各種の行事・予算・決算・事業すべてが、今までこの会が中心となつて発信し続けている。（資料4）

地域状況の変化、社会的・経済的变化の中で、「御同朋・御同行」の聞法の道場として、一層輝きの増す場として发展していくことを願う。四百数十年間、愛山護法のもと御苦労頂いてきた先人門信徒の方々、そして、それにつらなる今日の門徒の方々、更に縁あつて西宗寺の門信徒会に新しく加入して頂いた方々と共に、相携えて前進したいと思うことである。（資料5）

資料4

西宗寺歴代役員

門信徒会結成以前

大正期	檀頭	小林万次郎	野津千太郎	小林夫一郎	野津久一郎	内藤弔市	加納虎之助
昭和初期	檀頭	野津千太郎					

世話役

小山千之助	小林糸太郎	野津亮	野津久一郎
矢野善太郎	井上捨次郎	井上佐一郎	

庶務

小林糸太郎	野津亮	野津久一郎	内藤弔市
井上佐一郎			

教務

野津耕一郎	時雄	野津耕一郎	時雄
内藤弔市			

財務

野津耕一郎	時雄	野津耕一郎	時雄
内藤弔市			

門信徒会結成以後

昭和一七年 檀頭

小林糸太郎

矢野繁義

井上富雄

田邊俊夫

内藤静夫

内藤静夫

田部英雄

副会長

内藤静夫

内藤亮

内藤良孝

内藤良孝

内藤良孝

内藤良孝

監査

内藤良孝

内藤良孝

内藤良孝

内藤良孝

内藤良孝

内藤良孝

参与

内藤良孝

内藤良孝

内藤良孝

内藤良孝

内藤良孝

内藤良孝

				年 役職					
				昭和四七 （五三）	昭和四五 （五六）	昭和五四 （五六）	昭和五七 （平成七）	平成八 （一〇）	平成一 （一二年 一月まで）
		小山 眞	野津 時雄	小山 良孝	野津 一郎	小山 眞	野津 時雄	内藤 静夫	永見 仲治
平成二二〇	（加納 三至 月から 康雄）	小山 眞	野津 時雄	小山 良孝	野津 一郎	小山 眞	野津 時雄	内藤 静夫	永見 仲治
小山 昭	加納 康雄	内藤 静夫	小山 眞	顯信住職	顯信住職	顯信住職	顯信住職	顯信住職	永見 仲治
顯信住職	顯信住職	顯信住職	顯信住職	顯信住職	顯信住職	矢野 昇	矢野 昇	矢野 昇	野津耕一郎
野津耕一郎	野津耕一郎	野津耕一郎	野津耕一郎	野津耕一郎	野津耕一郎	井上 富雄	井上 富雄	井上 富雄	井上 富雄
田邊 俊夫	田邊 俊夫	小山 眞	井上 富雄	安部	安部	安部	安部	安部	野津耕一郎
野津 節郎	野津 節郎	野津 節郎	野津 節郎	加納	加納	康雄	康雄	康雄	野津耕一郎
井上 修身	井上 修身	井上 修身	井上 修身	實	實	内藤 静夫	内藤 静夫	内藤 静夫	野津耕一郎
野津 達夫	野津 達夫	田邊 俊夫	田邊 俊夫	内藤 静夫	内藤 静夫	静夫	静夫	静夫	野津耕一郎
野津 晴美	野津 晴美	野津 晴美	野津 晴美	永見 仲治	永見 仲治	小山 眞	小山 眞	小山 眞	野津耕一郎
内藤 静時 夫雄	内藤 静時 夫雄	内藤 静時 夫雄	内藤 静時 夫雄	野津 時雄	野津 時雄	田部 英雄	田部 英雄	田部 英雄	野津耕一郎

## 資料 5

## 平成15年度 行事報告

月 日	行 事	備 考
1月1～2日	修正会・年始	
1月14～15日	本山御正忌報恩講参拝	参拝者8名
1月16日	常例法座	
2月1日	役員会・寺誌編集委員会	
2月11日	門信徒会総会	出席者41名
2月16日	常例法座	
3月1日	寺誌編集委員会	
3月12日	奉仕作業	上川津地区
3月16日	永代経法要・常例法座	参拝者29名
3月21日	合同法要	50回忌以上
4月4日	花まつり	松江市仏教会主催
4月6日	初参式・仏婦会総会	仏婦会主催
4月16日	常例法座	
5月8日	松江組降誕会法要	明宗寺当番 参拝者10名
5月13日	役員会	
5月16日	西宗寺降誕会法要・条例法座	参拝者50名
5月25日	松江組連続研修会	研修期間5月～10月参加者5名
6月7～8日	団体参拝と親睦の旅	金沢別院と山代温泉 参加者35名
6月11日	山陰教区仏教婦人記念大会	出雲市 参加者2名
6月22日	松江組総代会	松江市 参加者3名
6月28日	松江組仏教婦人会連盟大会	願光寺 参加者11名
7月13日	文化講演会・常例法座	参加者26名
8月3日	奉仕作業	市成地区
8月8～9日	子供一泊研修会	参加者14名
8月16日	常例法座	
8月27日	出雲ブロック基幹運動推進連絡会議	斐川町 参加者5名
9月16日	常例法座	
9月23日	役員会・寺誌編集委員会	
10月11日	松江組仏婦会役員研修会	蓮教寺（広瀬町） 参加者5名
10月16日	常例法座	
11月1日	奉仕作業	石野地区
11月15日～16日	報恩講・常例法座	参拝者55名
12月3日	山陰教区門徒総代研修会	出雲市 参加者3名
12月6日	本堂建立五周年・僧籍拝受記念報告法要	参拝者61名
12月16日	常例法座	

しん 真 宗 宗 歌

真宗各派協和会作詞  
島崎赤太郎 作曲

心をこめて  $\text{♩} = 69$

The lyrics are:

1. ふかきみ法に あいまつる  
身の幸なにに たとうべき  
ひたすら道を ききひらき  
まことのみ旨 いただかん

2. とうかみやうのみち りよとあすへ  
のりにいりのくに つくとらう  
たくとくにに うふとべき  
さやかななとくに ひええきつ  
さやかななとくに ひええきつ  
ひろわまよみ

3. とうかみやうのみち りよとあすへ  
のりにいりのくに つくとらう  
たくとくにに うふとべき  
さやかななとくに ひええきつ  
さやかななとくに ひええきつ  
ひろわまよみ

4. とうかみやうのみち りよとあすへ  
のりにいりのくに つくとらう  
たくとくにに うふとべき  
さやかななとくに ひええきつ  
さやかななとくに ひええきつ  
ひろわまよみ

5. とうかみやうのみち りよとあすへ  
のりにいりのくに つくとらう  
たくとくにに うふとべき  
さやかななとくに ひええきつ  
さやかななとくに ひええきつ  
ひろわまよみ

6. とうかみやうのみち りよとあすへ  
のりにいりのくに つくとらう  
たくとくにに うふとべき  
さやかななとくに ひええきつ  
さやかななとくに ひええきつ  
ひろわまよみ

7. とうかみやうのみち りよとあすへ  
のりにいりのくに つくとらう  
たくとくにに うふとべき  
さやかななとくに ひええきつ  
さやかななとくに ひええきつ  
ひろわまよみ

8. とうかみやうのみち りよとあすへ  
のりにいりのくに つくとらう  
たくとくにに うふとべき  
さやかななとくに ひええきつ  
さやかななとくに ひええきつ  
ひろわまよみ

9. とうかみやうのみち りよとあすへ  
のりにいりのくに つくとらう  
たくとくにに うふとべき  
さやかななとくに ひええきつ  
さやかななとくに ひええきつ  
ひろわまよみ

10. とうかみやうのみち りよとあすへ  
のりにいりのくに つくとらう  
たくとくにに うふとべき  
さやかななとくに ひええきつ  
さやかななとくに ひええきつ  
ひろわまよみ

11. とうかみやうのみち りよとあすへ  
のりにいりのくに つくとらう  
たくとくにに うふとべき  
さやかななとくに ひええきつ  
さやかななとくに ひええきつ  
ひろわまよみ

12. とうかみやうのみち りよとあすへ  
のりにいりのくに つくとらう  
たくとくにに うふとべき  
さやかななとくに ひええきつ  
さやかななとくに ひええきつ  
ひろわまよみ

13. とうかみやうのみち りよとあすへ  
のりにいりのくに つくとらう  
たくとくにに うふとべき  
さやかななとくに ひええきつ  
さやかななとくに ひええきつ  
ひろわまよみ

14. とうかみやうのみち りよとあすへ  
のりにいりのくに つくとらう  
たくとくにに うふとべき  
さやかななとくに ひええきつ  
さやかななとくに ひええきつ  
ひろわまよみ

15. とうかみやうのみち りよとあすへ  
のりにいりのくに つくとらう  
たくとくにに うふとべき  
さやかななとくに ひええきつ  
さやかななとくに ひええきつ  
ひろわまよみ

16. とうかみやうのみち りよとあすへ  
のりにいりのくに つくとらう  
たくとくにに うふとべき  
さやかななとくに ひええきつ  
さやかななとくに ひええきつ  
ひろわまよみ

17. とうかみやうのみち りよとあすへ  
のりにいりのくに つくとらう  
たくとくにに うふとべき  
さやかななとくに ひええきつ  
さやかななとくに ひええきつ  
ひろわまよみ

18. とうかみやうのみち りよとあすへ  
のりにいりのくに つくとらう  
たくとくにに うふとべき  
さやかななとくに ひええきつ  
さやかななとくに ひええきつ  
ひろわまよみ

19. とうかみやうのみち りよとあすへ  
のりにいりのくに つくとらう  
たくとくにに うふとべき  
さやかななとくに ひええきつ  
さやかななとくに ひええきつ  
ひろわまよみ

20. とうかみやうのみち りよとあすへ  
のりにいりのくに つくとらう  
たくとくにに うふとべき  
さやかななとくに ひええきつ  
さやかななとくに ひええきつ  
ひろわまよみ

三、海の内外の

へだてなく  
とうとさを  
くらぶべき  
となえつつ  
くらぶべき  
となえつつ  
いそしまん

み仏の徳の

とうとさを  
くらぶべき  
となえつつ  
くらぶべき  
となえつつ  
いそしまん

わが同胞に

つたえつつ  
ともにせん

淨土の旅を

一、ふかきみ法に あいまつる  
身の幸なにに たとうべき  
ひたすら道を ききひらき  
まことのみ旨 いただかん

二、とわの闇より すぐわれし  
身の幸なにに くらぶべき  
六字のみ名を となえつつ  
世の生業に いそしまん